



国水河計第 78 号

平成 28 年 10 月 7 日

北海道知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるようお願いするとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



国水河計第 79 号  
国水環第 55 号  
国水治第 76 号  
国水防第 203 号  
平成 28 年 10 月 7 日

北海道 建設部長 殿

国土交通省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局

河 川 計 画 課 長



河 川 環 境 課 長



治 水 課 長



防 災 課 長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等  
管理河川での取組の進め方について

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川の取組については、平成 28 年 10 月 7 日付（国水河計第 78 号）において水管理・国土保全局長から通知したところですが、協議会の進め方等については、別紙を参考とされるようお願いします。

なお、本取組を進めるにあたっては、貴都道府県・政令指定都市の関係する部局とも十分連携されるようお願いします。

また、国土交通省としても取組を支援するため、各地方整備局等に相談窓口を設置したので十分相談のうえ取り組まれるようお願いします。

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での  
取組の進め方について

一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

二 協議会等の進め方

1 協議会の設置

- (1) 都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水浸水想定区域が指定されている洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進する。
- (2) 対象となる河川が多くなることを踏まえ、総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置する。

2 協議会等の構成員

- (1) 関係する都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加する。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加する。また、市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加する。
- (2) 協議会等には、全国を取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画する。

3 協議会等において実施する事項

協議会等では以下の内容について別添の国管理河川の進め方を参考として取り組むこととする。留意点等の詳細については、各協議会等での検討状況等も踏まえ逐次連絡する。

- ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有（洪水浸水想定区域、情報伝達、避難計画等に関する事項等）
- ② 地域の取組方針の作成（概ね5年以内で実施する取組内容）
- ③ フォローアップ

### 三 協議会等の取組スケジュール

#### 1 協議会等の設置

平成29年度出水期までを目途に協議会等を設置し、現状の水害リスク情報や取組状況の共有を図ることを目標とする。

#### 2 「地域の取組方針」の作成

平成29年度末までを目途に各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項をとりまとめることを目標とする。

### 四 都道府県等管理河川の取組に関する相談窓口

都道府県等管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局等の地域河川課等に設置するので十分に相談のうえ取組を進める。



## ＜参 考＞

### 国管理河川における協議会での取組内容

#### 1. 協議会等において実施する事項

##### (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

##### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- ・避難勧告等の発令基準
- ・避難場所・避難経路
- ・住民等への情報伝達の体制や方法
- ・避難誘導體制 等

##### ② 水防に関する事項

- ・河川水位等に係る情報提供
- ・河川の巡視区間
- ・水防資機材の整備状況
- ・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 等

##### ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

- ・排水施設、排水資機材の操作・運用
- ・ダムの危機管理型の運用 等

##### ④ 河川管理施設の整備に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 等

##### (2) 地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

##### (3) フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

#### 2. 地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

##### (1) 現状の取組状況

共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

## (2) 減災のための目標

概ね5年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

## (3) 取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

### 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定
- ・隣接市町村における避難場所の設定
- ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善 等

#### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ・ハザードマップの改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知
- ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施 等

#### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・水位計・CCTVの整備
- ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- ・防災ステーションの整備
- ・避難経路の整備 等

### 2) 的確な水防活動のための取組

#### ① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防資機材の整備
- ・水防訓練の充実 等

#### ② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・施設の関係者への情報伝達の充実
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実 等

### 3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
- ・排水施設の整備及び耐水化
- ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化 等

# 水防災意識社会 再構築ビジョン

平成27年12月11日

国土交通省 水管理・国土保全局

# 水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

＜ソフト対策＞ ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

＜ハード対策＞ ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

## 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

### ＜危機管理型ハード対策＞

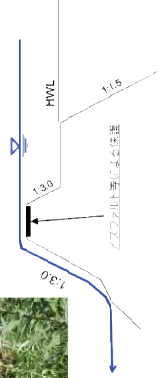
○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

＜被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）＞

天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）



横断面図



### ＜洪水氾濫を未然に防ぐ対策＞

○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施



### ＜住民目線のソフト対策＞

○住民等の行動につながるリスク情報の周知

- ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
- ・住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
- ・不動産関連事業者への説明会の開催

○事前の行動計画作成、訓練の促進

- ・タイムラインの策定

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

- ・水位計やライブカメラの設置
- ・スマホ等によるブッシュ型の洪水予報等の提供

### 家屋倒壊等氾濫想定区域※

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域



# 住民目線のソフト対策

○水害リスクの高い地域を中心に、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水予報の配信など、住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるような住民目線のソフト対策に重点的に取り組む。

## リスク情報の周知

- 立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表  
⇒平成28年出水期までに  
水害リスクの高い約70水系、  
平成29年出水期までに  
全109水系で公表

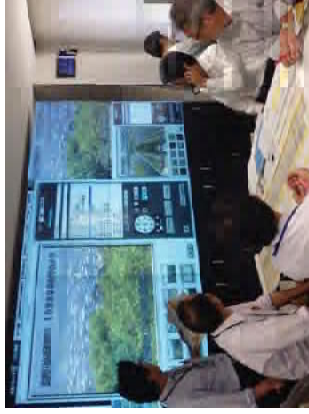


- 住民のとるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良  
⇒「水害ハザードマップ検討委員会」にて意見を聴き、平成27年度内を目途に水害ハザードマップの手引きを作成

- 不動産関連事業者への説明会の実施  
⇒水害リスクを認識した不動産売買の普及等による、水害リスクを踏まえた土地利用の促進

## 事前の行動計画、訓練

- 避難に着目したタイムラインの策定
- 首長も参加するロールプレイング形式の訓練



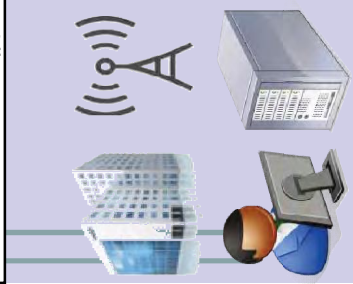
- ⇒平成28年出水期までに  
水害リスクの高い約400市町村  
平成32年度までに  
全730市町村で策定

## 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

スマホ等で取得



洪水予報等の情報をプッシュ型で配信

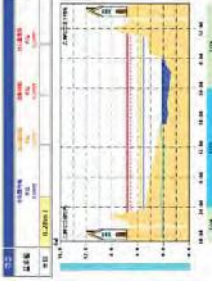


自分のいる場所の近傍の情報

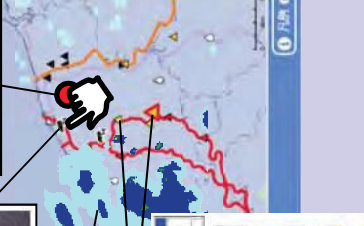


詳細な雨量情報

河川水位



自分のいる場所



- ⇒平成28年夏頃までに洪水に対しリスクが高い区間において  
水位計やライブカメラを設置
- ・平成28年出水期からスマートフォン等によるプッシュ型の洪水予報等の配信を順次実施

# 洪水氾濫を未然に防ぐ対策

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえて設定した、堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策に関し、**優先的に対策が必要な区間約1, 200km**について、**平成32年度**を目標に、今後概ね5年間で対策を実施。

## パイピング、法すべり

### 漏水対策（浸透含む）

L=約360km（堤防への浸透対策）  
L=約330km（パイピング対策）

- 過去の漏水実績箇所等、浸透により堤防が崩壊するおそれのある箇所
- 旧河道跡等、パイピングにより堤防が崩壊するおそれのある箇所



鳴瀬川支川吉田川(宮城県)

## 流下能力不足

### 堤防整備・河道掘削

L=約760km

- 堤防高が低い等、当面の目標に対して流下能力が不足している箇所（上下流バランスを確保しながら実施）



利根川支川鬼怒川(茨城県)

## 水衝・洗掘

### 侵食・洗掘対策

L=約110km

- 河床が深掘れしている箇所や水衝部等、河岸侵食・護岸欠損のおそれがある箇所



阿武隈川支川荒川(福島県)

優先的に対策を実施する区間L=約1, 200km

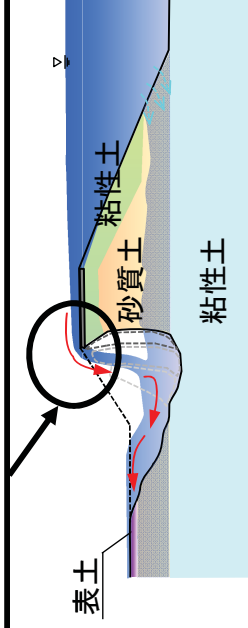
※各対策の延長は重複あり

# 危機管理型ハード対策

氾濫リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間など約1, 800kmについて、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策を平成32年度を目前に、今後概ね5年間で実施。

## 堤防天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



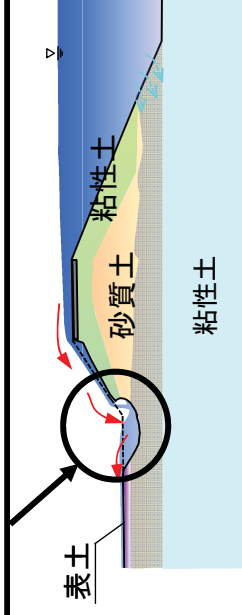
堤防天端をアスファルト等で保護した堤防では、ある程度の時間、アスファルト等が残っている。



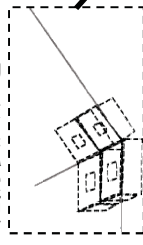
約1, 310km

## 堤防裏法尻の補強

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強



※ 具体的な工法については検討中

約630km

対策を実施する区間L=約1, 800km

※各対策の延長は重複あり



## 大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方 答申 ～ 社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築 ～

○行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を目指す。

### ○対応すべき課題

- 危険な区域からの立ち退き避難
  - ✓ 市町村・住民等の適切な判断・行動
  - ✓ 市町村境を越えた広域避難
- 水防体制の弱体化
- 住まい方や土地利用における水害リスクの認識の不足
- 「洪水を河川内で安全に流す」施策だけで対応することの限界

### ○住民目線のソフト対策への転換

これまでの河川管理者等の行政目線のものから住民目線のものへと転換し、利用者のニーズを踏まえた真に実践的なソフト対策の展開を図る

- 円滑かつ迅速な避難の実現
  - ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域等、立ち退き避難が必要な区域を表示するなど、避難行動に直結したハザードマップに改良
  - ・ 広域避難等の計画づくりを支援する協議会等の仕組みの整備
  - ・ スマートフォン等を活用したプッシュ型の河川水位情報の提供等
- 的確な水防活動の推進
  - ・ 水防体制を確保するための自主防災組織等の水防活動への参画等
- 水害リスクを踏まえた土地利用の促進
  - ・ 開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識するため、様々な場所での想定浸水深の表示
  - ・ 不動産関連事業者への洪水浸水想定区域の説明会等の開催等

### ○危機管理型ハード対策の導入

従来の「洪水を河川内で安全に流す」対策に加え、氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入する

- 減災のための危機管理型ハード対策の導入
  - ・ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
  - ・ 堤防構造の工夫や氾濫水を速やかに排水するための排水対策等の「危機管理型ハード対策」とソフト対策を一体的・計画的に実施するための仕組みの構築等



# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川への拡大

本年の相次ぐ台風災害による甚大な被害状況等を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を更に推進するため、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を都道府県管理河川に拡大する。

## 1. 取組の内容

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、河川管理者、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める。

## 2. 協議会等の進め方

### (1) 協議会の設置

- ・洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置。
- ・総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置。

### (2) 協議会の構成員

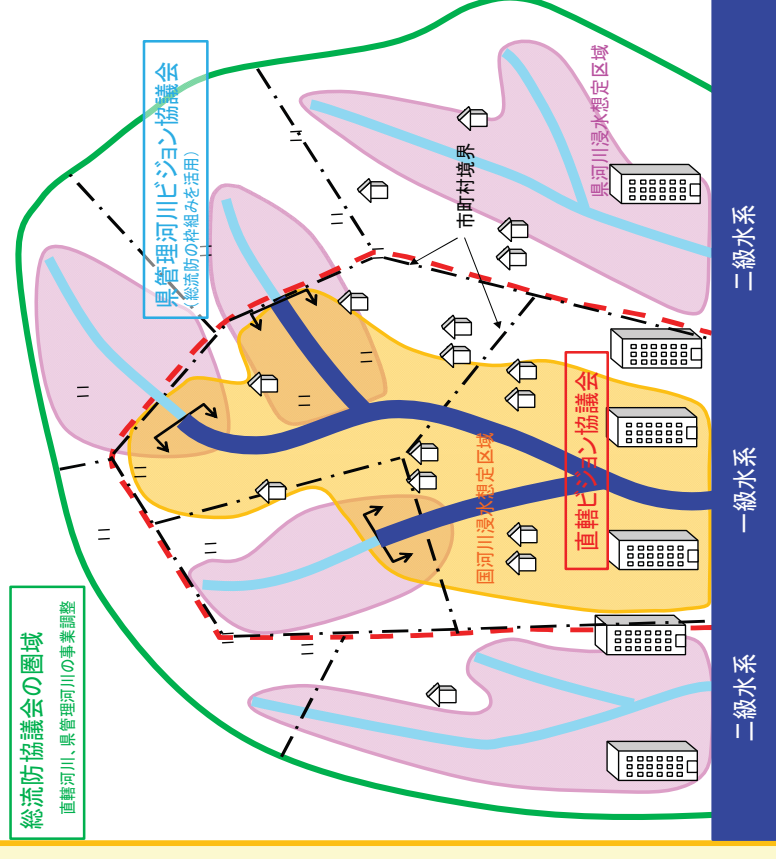
- ・都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加。
- ・市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加。
- ・全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画。

### (3) 協議会での取組内容

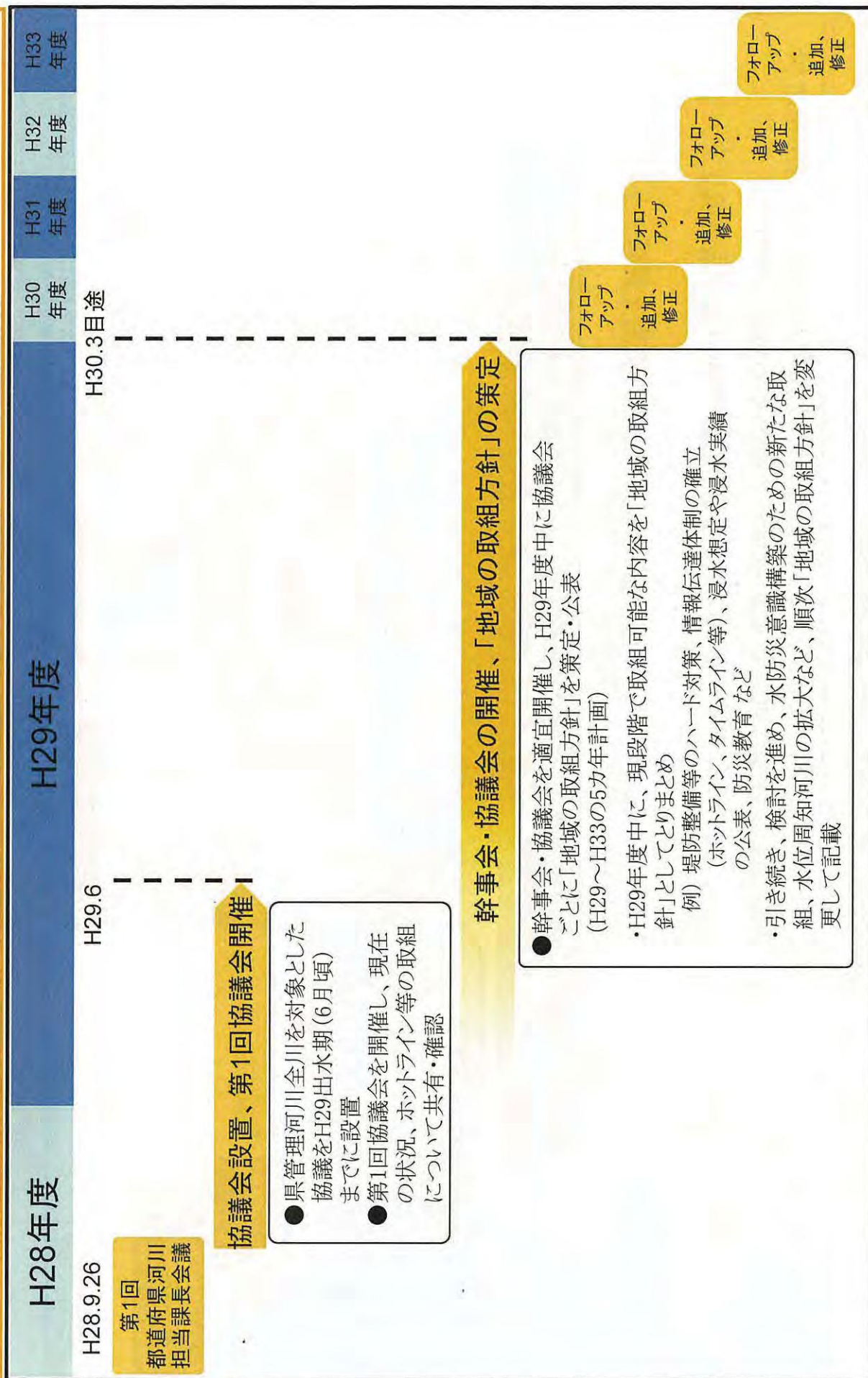
- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②地域の取組方針の作成(概ね5年以内で実施する取組内容)
- ③フォローアップ

◎協議会の実施状況：荒川圏域(三面川)【新潟県】(10/5第1回協議会)、雲出川圏域【三重県】(10/6第1回協議会)、肱川圏域【愛媛県】(10/20第1回協議会予定)

◎県管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局の地域河川課に設置。



# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川の取組スケジュール(案)



※国交省において想定しているスケジュール



# ●水防法等の一部を改正する法律

## 背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。  
⇒「**逃げ遅れゼロ**」、「**社会経済被害の最小化**」を実現し、**同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。**



## 法案の概要

### 1.「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

#### 大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

#### ▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



#### 市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

#### 災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県のと配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

### 2.「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

#### 国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

#### 予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

#### 民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

#### 浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

#### 【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会※ (約37%) (2016年12月)

⇒都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%) (2016年3月)

⇒関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に

法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み

○ 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 水防組織（第三条―第八条）</p> <p>第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）</p> <p>第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）</p> <p>第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の水防計画）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九條第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九條第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載し、その同意を得なければならぬ。</p> <p>4 5 7 （略）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 水防組織（第三条―第八条）</p> <p>第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）</p> <p>第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）</p> <p>第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第八章 罰則（第五十二条―第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の水防計画）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九條第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九條第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならぬ。</p> <p>4 5 7 （略）</p> |



言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、

沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条に

（新規）

（新規）

において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、  
沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事  
が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会に  
ついて準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、  
「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と  
読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十  
条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定  
により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避  
難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨によ  
り当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把  
握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川におい  
て予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水  
被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により

（新規）

（新規）

国 水 政 第 1 3 号  
国 水 河 計 第 1 3 号  
国 水 環 第 2 0 号  
国 水 治 第 2 6 号  
国 水 防 第 5 2 号  
平成29年 6 月 19 日

各都道府県水防担当部長  
各指定都市水防担当部長  
各地方整備局河川部長  
北海道開発局建設部長  
沖縄総合事務局開発建設部長

殿

国土交通省 水管理・国土保全局

水 政 課 長

河 川 計 画 課 長

河 川 環 境 課 長

治 水 課 長

防 災 課 長

水防法第15条の9及び第15条の10に基づく  
「大規模氾濫減災協議会」の運用について

平成29年 6 月 19 日に施行された水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号。  
以下「改正法」という。)においては、今後、中小河川も含めた全国の河川で「水防災



意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設したところである。

大規模氾濫減災協議会制度に関する解釈及び運用については、「水防法等の一部を改正する法律の施行について」（平成29年6月19日国水政第12号）をもって水管理・国土保全局長から通知されたところであるが、大規模氾濫減災協議会の組織、運営等についてはさらに下記の事項に十分留意して適切な運用に努められるとともに、各都道府県水防担当部長におかれては速やかに関係事項を貴管内関係市町村（指定都市を除く。）及び水防管理団体に周知方取り計らわれ、水防行政の運営に万全を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言とする。

## 記

### 1. 大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正法により創設する大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」と総称する。）は、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、協議会の構成員である関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

### 2. 協議会の設置

大規模氾濫減災協議会については、国土交通大臣が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに、都道府県大規模氾濫減災協議会については、都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川ごとに組織するものとされている。ただし、協議会の設置にあたっては、構成員となる地方公共団体等の負担を軽減するため、複数の協議会を組織すべきところを圏域や行政界などを考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能である。また、既に設置されている他の協議会等の枠組みを活用することなども検討のうえ、地域の実情に応じて適切に設置されたい。

なお、都道府県大規模氾濫減災協議会については、対象河川数が多いこと等から、各都道府県における体制等の地域の実情等も踏まえて各都道府県知事の判断により組織するものとされているが、全ての対象河川において組織すべく努めるようお願いする。

また、同様に、協議会の対象河川以外の河川についても、多様な関係者が連携して

洪水被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することは有効であることから、協議会の取組の対象に含めることが望ましい。

協議会の設置にあたっては、水防法に基づき組織された協議会であることを明確にするため、規約にその旨を明記する他、協議会が対象とする河川、協議会の構成員等を記載するものとする。協議会規約の記載例については別紙-1を参考とされたい。

### 3. 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく既存の協議会の改組

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく取組として既に組織されている減災対策協議会等の協議会は、原則として、今後速やかに水防法に基づく協議会に改組することとする。

### 4. 協議会の名称

協議会の名称については、設置主体の裁量に委ねられることとなる。改組前の既存の協議会の名称を用いるなど、「大規模氾濫減災協議会」以外の名称を付すことも可能であり、協議会の趣旨を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定されたい。

### 5. 協議会の構成員

協議会の構成員は以下のとおりとする。なお、これらの者から委任を受けた者を構成員とすることができる。委任にあたっては、発災時の対応において実務上責任を有する者などの協議会の趣旨を達成できる者を対象とされたい。

#### (1) 大規模氾濫減災協議会の構成員

##### ア 国土交通大臣

水防行政を担う大規模氾濫減災協議会の設置主体。

##### イ 当該河川の存する都道府県の知事

当該対象河川の存する地域の防災事務を担う立場で参画。

##### ウ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

##### エ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

##### オ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

##### カ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

##### キ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

その他の国土交通大臣が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・ 浸水が想定される近隣市町村
- ・ 広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・ 避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・ 協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院

- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

## (2) 都道府県大規模氾濫減災協議会の構成員

### ア 当該都道府県知事

当該都道府県の水防行政及び当該対象河川の存する地域の防災事務を担う都道府県大規模氾濫減災協議会の設置主体。

### イ 当該河川の存する市町村の長

当該対象河川の沿川住民等の避難等、地域の防災事務を担う立場で参画。

### ウ 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該対象河川に係る水防事務を担う立場で参画。

### エ 当該河川の河川管理者

当該対象河川の管理を担う立場で参画。

### オ 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該対象河川の存する地域の気象予報等を担う立場で参画。

### カ 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長その他の都道府県知事が必要と認める者

その他の都道府県知事が必要と認める者については、協議会毎に実施すべき取組内容等を踏まえ、地域の実情等に鑑みて決定することとなるが、例えば、以下の者が想定される。

- ・浸水が想定される近隣市町村
- ・広域避難の受け入れ先として想定される近隣市町村
- ・避難誘導、救助等の災害現場における活動を担う警察・消防機関・自衛隊
- ・協議会における取組の前提となる地形情報を有する国土地理院
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者 等

また、都道府県大規模氾濫減災協議会には、大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的な助言や、災害時の広域的な協力等を求めるため、都道府県知事は地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長に参画を求めることが望ましい。この場合、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長は河川事務所長等を参画させるものとする。

## 6. 協議会の取組が対象とする外力

協議会の取組において対象とする外力が「想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合」とされているのは、降雨規模（外力）の最大値を示しているものである。このため、想定最大規模降雨に満たない降雨規模であっても、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）規模の洪水が発生することが想定される場合には、当該洪水による被害を軽減するための対策が協議会の取組に含まれることとなる。

具体的にどのような外力を対象として各種の取組を進めるかは、当該河川の整備状況や地形特性なども踏まえ、協議会において決定するものとする。

## 7. 協議会の取組内容

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等

の実施状況等を十分に共有したうえで、以下の取組事項を参考に地域の実情等に応じた必要な取組について協議等を行うものとする。

なお、既に設置されている他の協議会等の取組と重複する項目がある場合については、会議の合同開催や、協議会間で効率的に協議等を進めるなど、適切に運用されたい。

## (1) 協議会での取組事項

### ① 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ①ー1 情報伝達、避難計画等に関する事項

ア 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認

- ・洪水時の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時に河川管理者から市町村に提供する河川状況等の情報の内容及び提供するタイミングを確認する。あわせて、直接市町村長等に河川の情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。

イ 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認

- ・「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。
- ・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。

ウ 水害危険性(浸水想定及び河川水位等の情報)の周知

- ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。
- ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」(平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課)を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。

エ ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実

- ・「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」等、国や都道府県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。
- ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。

オ 隣接市町村等への広域避難体制の構築

- ・各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。

カ 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援

- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況



を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画及び地下街等の避難確保・浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。

- ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。

#### ①ー 2 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

##### ア 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有

- ・国又は都道府県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する（なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。）。

##### イ 洪水ハザードマップの作成・改良と周知

- ・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。
- ・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。

##### ウ まるごとまちごとハザードマップの促進

- ・各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」（平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。

##### エ 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実

- ・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。

##### オ 防災教育の促進

- ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。

#### ①ー 3 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

##### ア 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備

- ・危機管理型水位計（※）の配置計画を検討・調整する。

※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。

- ・河川監視用カメラの配置計画（設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む）を検討・調整する。

イ 危機管理型ハード対策の実施

- ・危機管理型ハード対策（※）の概ね5年間の整備箇所について共有し、各構成員による減災対策が一体的な取組となるように検討・調整する。

※危機管理型ハード対策：現況の施設能力を上回る越水等が発生した場合でも、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防天端の保護、裏法尻の補強により堤防構造を工夫する対策

ウ 河川防災ステーション等の整備

- ・河川防災ステーション等の整備に係る情報を共有し、河川管理者が実施する災害復旧だけでなく市町村等も水防活動を円滑に行える施設となるよう、設置位置及び規模等について検討・調整する。

エ 避難場所、避難経路の整備

- ・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。

② 的確な水防活動のための取組

②－1 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

ア 重要水防箇所の確認

- ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。

イ 水防資機材の整備等

- ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。
- ・河川防災ステーション等の情報を共有し、これを活用した円滑な水防活動について検討・調整する。

ウ 水防訓練の充実

- ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。

エ 水防に関する広報の充実

- ・各構成員の水防に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。

オ 水防団間での連携、協力に関する検討

- ・各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。

②－2 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

ア 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実

- ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。

イ 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実

- ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策（耐水化、非常用電源等の整備等）について検討・調整する。
- ウ 大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進
  - ・洪水浸水想定区域内における大規模工場等の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた大規模工場等の浸水防止計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。
  - ・浸水防止計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。
- ③ 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
  - ア 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等
    - ・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。
  - イ 浸水被害軽減地区の指定
    - ・複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定にあたり、地区指定の予定や指定に係る課題等を共有し、連携して課題への対応を検討・調整する。
- ④ その他
  - ア 災害時及び災害復旧に対する支援強化
    - ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。
  - イ 災害情報の共有体制の強化
    - ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。

## （２） 分科会や幹事会等の設置

協議会の取組事項は多岐にわたることから、協議会の下に分科会や幹事会等を設置して、個別事項に関する検討や地区毎の検討を実施すること、協議会を円滑に運営するうえで有効である。

## （３） 「地域の取組方針」の作成

協議会において検討・調整された取組や、確認・共有された取組については、協議会として取りまとめておくことが有効であるため、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、概ね５年以内で実施する取組内容等を「地域の取組方針」として取りまとめ、共有する。なお、「地域の取組方針」の名称及び形態等については、協議会の裁量において決定するものとする。

(4) 協議事項の尊重義務

協議会で協議が調った事項については、構成員は協議結果を尊重する義務を負うこととされていることから、「地域の取組方針」として取りまとめられた内容については各構成機関の計画等へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

(5) 取組内容の公表

協議会の取組内容等については、減災に関して広く住民等へ周知を図るため、各構成機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努める。

8. 取組内容のフォローアップ

毎年、協議会を開催するなどして、「地域の取組方針」に基づく取組の実施状況等を確認・共有し、必要に応じて取組内容を見直すなど、協議会として取組内容の点検・改善を行い、防災・減災の取組を継続的に推進するものとする。

9. 当面のスケジュール

協議会において、平成30年出水期までを目途に「地域の取組方針」を取りまとめることを目標に取組を進める。

10. 都道府県管理河川の取組に関する相談窓口

各地方整備局等においては、都道府県管理河川の取組を支援するための相談窓口を地域河川課等に設置する。また、都道府県においては、協議会の取組について不明な点等がある場合は相談窓口に問い合わせされたい。